

令和5年度第4回史跡玉川上水整備活用計画検討委員会 記録

日時 : 令和6年3月28日
場所 : 都庁第二本庁舎 22階 22C 会議室
出席者 : 【委員】 亀山 章 (委員長)
石飛 博之
篠原 修 (委員長代理)
知花 武佳
鶴田 由美子
吉田 ゆり子
【事務局】 水道局: 経理部
水道局: 浄水部

配付資料 : 第4回史跡玉川上水整備活用計画検討委員会次第
資料1 第4回史跡玉川上水整備活用計画検討委員会 議事資料
資料2 第4回史跡玉川上水整備活用計画検討委員会 議事資料<参考資料>

討議等の内容 :

1 開会

事務局 (用地担当課長) :

皆様、本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。ただいまから第4回史跡玉川上水整備活用計画検討委員会を開催いたします。委員の皆様方には年度末の大変お忙しいところを御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、委員会の事務局を担当しております、水道局経理部用地担当課長の武井でございます。よろしくお願いいたします。

まずは、お手元の配付資料の確認をさせていただきます。

一番上に御用意させていただいておりますのが、本日の「次第」でございます。それ以降は、資料1「第4回史跡玉川上水整備活用計画検討委員会 議事資料」、資料2「第4回史跡玉川上水整備活用計画検討委員会 議事資料<参考資料>」となっております。

2 委員等紹介

事務局 (用地担当課長) :

議事に入る前に、本日の委員の出欠でございますが、本日は6名の委員の先生方全員に御出席いただいております。

次に、助言者として御参加予定でございました、文化庁文化財第二課史跡部門の主任文化財調査官の渋谷啓一様と名勝部門主任文化財調査官の平澤毅様につきましては、本日、所用のため御欠席との御連絡をいただいております。また、玉川上水中流部に関する庁内関係局及び沿線自治体の関係者の皆様につきましては、オンラインで御参加いただいております。

最後に、本日の委員会の終了でございますけれども、正午を予定してございます。よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

なお、プレスの写真撮影はここまでとさせていただきますので、御了承いただけたらと思います。

それでは、亀山委員長、以後よろしくお願いいたします。

3 議事

I 報告事項

亀山委員長：

おはようございます。それでは、次第に従いまして議事を進行させていただきます。
最初は報告事項につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

事務局（用地担当課長）：

それでは、事務局から御説明をさせていただきます。

本日の議事資料でございますが、報告事項と検討事項で構成してございます。

2ページを御覧いただきたいと思います。

今回の報告事項では、整備活用計画の改定に係る住民説明会（第2回）の開催状況について御報告させていただきます。

3ページを御覧ください。

こちらは、今年2月9日開催した2回目の住民説明会について概要をまとめたものでございます。説明会には28人の方に御参加いただきまして、意見交換の場では、水路・法面の保全、ヤマザクラ並木の保存、植生管理、活用整備などに関して、様々な意見や要望をいただいたところでございます。資料に説明会で寄せられた意見や要望を抜粋したものを記載しておりますので、御覧いただきたいと思います。また、参考資料の1ページに意見や要望の詳細を記載しておりますので、併せて御参照いただけたらと思います。

報告事項は以上となります。

亀山委員長：

ありがとうございました。何か御質問等ございますでしょうか。

篠原委員：

別にありませんけれども、28名の参加は多いの、少ないの。

事務局（用地担当課長）：

参考でございますけれども、1回目の住民説明会の参加者が34人でございますので、大体同じくらいのかなと思ってございます。

篠原委員：

分かりました。なぜかという、意見を聞くのはいいのだけれども、そこで出た意見が代表的なものかという、それがすべてではないと考えるといけない。

事務局（用地担当課長）：

分かりました。ありがとうございます。

知花委員：

確かに28名がどうかと言われると私もちょっとわかりませんが、ここに書かれていることは、基本的には全部対応できるという理解でいいのですか。それとも、こういう意見はあるのだけれども、これはちょっと難しいというのはあるのですか。

全部条件つきで、「問題がなければこういうことをやってほしい」みたいな意見が多いので、特に否定する必要はないのかなという気もするのですけれども、考えるとすれば、生物多様性を目標として足せるかどうかとかくらいですかね。

経理部長：

いろいろな御意見が出ていまして、参考資料の1ページにございますけれども、そのダイジェストが今画面に映されているものなのですけれども、完全に取り入れるというのは難しいですし、かといってそういった御意見があるのは事実ですので、まったく対応しないということもございませんので、そういった面はあろうかと思えます。ですので、その辺は実際に、これから例

えば年内にパブリックコメントなどもやりますので、またそこでいろいろな御意見が出てくると
思いますので、全体を見て計画を改定していきたいと考えております。

知花委員：

それで結構なのですが、ここに書かれていることに限れば、これはできないというのは
特にないのなかという理解だったので。

経理部長：

そうですね。程度の差はあるのですが、全く何の対応もできないということはないのか
なと思います。

知花委員：

分かりました。ありがとうございます。

吉田委員：

この住民説明会を傍聴させてもらったのですが、玉川上水というのは、完全な自然のものでは
なく、人間が行った営みの結果出来上がった人工のもので、それを文化財指定しているというこ
とをかなりきちんと理解されている発言がありました。文化財の価値を後世に伝えるということ
と、生物多様性、そして木を守るというところの折り合いをしっかりと考えてほしいという意見で
したので、これは前回ないことだなと思いました。

亀山委員長：

そこでお伺いしたかったのは、参考資料に記載されている御意見の中で、三つ目に「・計画の
考え方であるが、第一優先は水路・法面の保全、第二優先が生物多様性に配慮した植生管理とい
うことであれば理解できる」というのですけれども、これをこう説明されたのかどうかというこ
とと。

つまり、水路・法面の保全と、もう一つここは名勝なので、サクラの保全というのがもう一つ
の大事な優先なのですけれども、それは言わないで、こう言ったからそれならいいよというよう
な話になっているみたいで、サクラが無視されているのかなという感じがするのですけれども、
これはどうだったのですか、御説明は。

事務局（用地担当課長）：

今のお話は、参考資料の1ページに記載されている御意見のうち、3番目についてのもので
すけれども、私どもは当然サクラも名勝に指定されておりますので、重要なものと捉えており
ますが、このときの御意見が玉川上水中流部全体の法面の植生管理についての説明に対してのも
のでございましたので、このように記載させていただいたところございます。

亀山委員長：

そういうやり取りが部分的に記録されていくと、全体の流れがよく分からなくなるかなという
ところがあって、こういうものを記録に残すときにというのがあるかなというところが気になっ
たのですね。

例えば、議事資料の3ページの植生管理の二つ目に、エコロジカル・ネットワークの観点から、
針葉樹や常緑樹の古木・大木を残すのはいいいと書いてあるのですけれども、こんなところあるか
なと、あまりないのですね。針葉樹と常緑樹の古木・大木がある場所はどこだろう。あまりな
い。なくはないのですけれども。

事務局（用地担当課長）：

これもまたピンポイントなお話になってしまうのですけれども、このときの御意見は、今回ゾ
ーン分けしたうちのゾーン7の最下流の部分のことでした。

亀山委員長：

これはすごく限られた区間の出来事だということが分かるようになっていていいのですけれども、資料として残されると、そういうものがいっぱいあって、そこを残さなければいけないみたいな話に受け取られるかなというところがあって、少し気をつける必要があるかなと思います。

篠原委員：

提案ですけれども、これを書くのはいいですけれども、括弧してこれはどこの部分ですとか、事務局の解説をつけたほうがいいのではないの。そうでないと、全体の話なのか、部分の話なのか分からないから。確かに誤解するかもしれない。ちょっと大変かもしれないけれども。

鶴田委員：

動物の隠れ家のお話でいうと、参考資料に残ってはいるのですけれども、ゾーン7の針葉樹の話とともに、竹や笹の茂みなども小鳥の隠れ家になったりするので、眺望の確保において支障にならないところは残してほしいというご意見がありました。その竹と笹の問題は全域にわたって関わることだと思うのです。だから、この話はここ、この話は全域とか、そういう文脈を理解して抽出していただいた意見と見ないといけないかなと思います。

亀山委員長：

ありがとうございます。その辺の記録を資料として残すときに気をつけておいたほうがいいというところでございます。ほかはよろしいですか。

では続きまして、少し先にまいります。

次が検討事項ですが、検討事項1「これまでの検討状況」について、事務局から御説明をお願いいたします。

事務局（用地担当課長）：

それでは、説明を続けさせていただきます。次は、議事資料4ページでございます。ここからは検討事項について御説明させていただきます。

初めにこれまでの検討状況についてでございます。

この項目では、検討の流れと、それから第3回の委員会でいただいた主な御意見等について御説明いたします。

5ページを御覧いただきたいと思います。

このページは、検討委員会の検討の流れをまとめた資料でございます。今回の委員会では、赤枠で囲った箇所の植生管理案や活用施策案などについて御議論いただきたいと思います。

続きまして6ページと7ページでございますけれども、こちらは、第3回委員会でいただいた御意見等と検討状況をまとめた資料でございます。

まず、6ページを御覧ください。こちらは、植生管理と活用整備に関する御意見、御助言をまとめたものでございまして、後ほど議事資料の説明の中で対応状況を御報告させていただきます。

続きまして7ページでございますが、こちらはゾーニング案と保存整備施策案に関する御意見、御助言をまとめたものでございまして、現在の状況といたしましては、計画改定原案の取りまとめに向けて検討をしているところでございます。

検討事項のこれまでの検討状況については以上となります。

亀山委員長：

ありがとうございます。今御説明いただいた7ページまでですが、ここまでについては何かお気づきの点ございますでしょうか。よろしいですかね。

特にございませんようでしたら、その先に行っていただきます。植生管理の進め方と管理案についてでございますが、よろしくお願いします。

事務局（用地担当課長）：

それでは、説明を続けさせていただきます。

議事資料8ページを御覧いただきたいと思います。ここからは、「植生管理の進め方・管理案」に関する資料でございます。

植生管理の進め方・管理案では、目標・基本方針、管理内容（案）、ゾーン別の保存整備と植生管理方針について御説明いたします。

9ページを御覧いただきたいと思います。

9ページは、第3回委員会でお示した、植生管理の進め方の目標・基本方針でございます。前回の委員会での御意見を踏まえまして、イの項目とウの項目の順番を入れ替えさせていただいております。この5項目に基づきまして、植生管理を進めていきたいと考えております。

次に、10ページを御覧ください。

こちらは、目標・基本方針のウに記述がございますエコロジカル・ネットワークについてまとめた資料でございます。

エコロジカル・ネットワークとは、すぐれた自然環境を有する地域を核として、これらを有機的につなぐことによって、生物の生息・生育空間のつながりや適切な配置を確保する生態系ネットワークのことでございまして、エコロジカル・ネットワークが形成されることで、生物多様性の向上が期待されております。

資料の右側、緑色の箇所を御覧ください。併せて、参考資料の2ページを御参照いただけたらと思います。玉川上水の自然環境は、帯状の緑地を形成しておりまして、エコロジカル・ネットワークにおいて重要なコリドーとしての役割を担っており、生物の移動・分散に貢献していると考えられます。

続きまして、11ページから13ページまででございますが、管理内容(案)をお示しする資料でございます。

まず、11ページを御覧いただけたらと思います。

植生管理の管理内容（案）についてでございますが、まずア、史跡・名勝の歴史的価値の保存を図るため、法面に影響を与える大径木の伐採・剪定による管理、また、ヤマザクラを被圧する樹木の剪定等による管理を優先して実施していくことを考えております。なお、こちらは保存整備の施策の中で実施してまいります。

続きましてイ、より多くの人が玉川上水を安全・快適に利用し、また、親しめるようにするため、伐採・剪定等による安全性の確保や眺望の確保、樹木の点検等による倒木対策に努めることを考えてございます。

具体的には、枯損木等の伐採及び剪定につきましては、倒木防止を図る観点から、枯損木は優先的に伐採するとともに、周辺の民地や道路へ越境する樹木、水路の眺望を著しく妨げる樹木などについて、剪定による樹高調整を行うことを考えてございます。また、害虫による枯死被害への対策」につきましては、被害状況を把握し、害虫防除の処理や枯死被害木の伐採を行うことを考えてございます。

続きまして、12ページを御覧ください。

ウ、ゾーンごとの生物の生育・生息状況や周辺環境の特徴に対応した植生管理として、樹木管理や林床管理を行い、生物多様性の保全に努めるとともに、保存整備や植生管理による環境変化に対するモニタリングを行っていくことを考えております。

樹木管理につきましては、コナラ、クヌギやケヤキ等の大径木化が進行する場所では、劣勢木などを中心に抜き切りを実施し、樹木の更新を図る。常緑広葉樹が増加傾向にある場所や、立木の密度が高い場所等では、必要に応じて間伐を実施し、明るい雑木林の環境として管理できるようにするといったことを考えております。

林床管理につきましては、柵内の平坦地の下草刈りを定期的に行う。アズマネザサ等ササ類の繁茂が著しい場所では、状況に応じて刈り取りを行う。希少種の生育が確認される場所では、可能な限り下草刈りの時期や範囲に配慮し、希少種の保全に取り組む。外来種の侵入に注意し、特定外来種が確認された場合は除去に努めるといったことを考えてございます。

続きまして、13ページを御覧ください。

モニタリングにつきましては、毎木調査、自然環境調査、区画調査の三つを実施することを考えてございます。

まず、毎木調査でございますが、中流部全域を対象に、5年程度のサイクルで、水路の法面及び法肩に生育する樹木を対象に、定期的な毎木調査、樹木診断を実施して、樹木の生育状況、健

全度の把握に努めることを考えております。また、樹木診断で、幹や大枝の損傷等の被害が確認された樹木につきましては、継続してモニタリングを行うことを考えております。

次に、自然環境調査は、中流域全域を対象に、10年程度のサイクルで、中流域の自然環境の状況を広域的に把握するため、林床植生調査、植物相調査、動物相調査を実施し、中流域に生息・生育する生物の基礎的データを収集することを考えております。

最後に、区画調査でございますが、中流域の特定調査地点において、3年程度のサイクルで、保存整備や植生管理の実施による自然環境の変化を把握していくため、各ゾーンに調査対象区画を設定し、植生調査等を実施することを考えております。

14ページから17ページまでは、ゾーン別保存整備・植生管理方針をお示しする資料でございます。

まず、14ページを御覧ください。こちらは、第3回委員会でお示しした内容でございます、ゾーニングに関する資料でございます。

玉川上水中流部は、約18キロメートルに及び、素掘りの開渠が多く残されているとともに、法面形状や水路深、植生等の自然環境などの違いにより、様々な現況を有しております。このため、玉川上水中流部の現況を水路・法面の形状、法面の保全、植生等の自然環境、周辺の利用状況の四つの指標により類型化することで、七つのゾーンに区分し、ゾーンごとに保全整備や植生管理を進めていくことを考えております。

それでは、各ゾーンの保存整備、植生管理の方針について御説明をいたします。

まず、15ページを御覧いただきたいと思います。

15ページは、小平監視所から小川水衛所跡までの上流域の説明をなします。上流域は、小平監視所からいこい橋までをゾーン1、いこい橋から小川水衛所跡までをゾーン2としております。

ゾーン1とゾーン2の保存整備でございますが、この二つのゾーンは、直壁状・オーバーハング状の法面が連続する深い素掘り水路、法面の後退傾向、法面の大径木が主な現況及び課題となっております。特に、ゾーン1では法面の崩落発生が多くなっております。このため、ゾーン1、ゾーン2は、優先整備区間として計画的な法面の保全を行うことを考えております。また、保存整備の方向性については、素掘り水路の保全のため、法面や法面に近い法肩に生育する大径木を伐採することを考えております。

ゾーン1、ゾーン2の植生管理でございますが、ゾーン1の樹林構成は緑道と一体となったクヌギ、コナラ中心の落葉広葉樹林、林床構成は常緑低木が優占しているが落葉低木も多く見られる状況で、ゾーン2の樹林構成は緑道と一体となったクヌギ・コナラの落葉広葉樹林、林床構成は落葉低木が優占しているが常緑低木も多く見られる状況でございます。また、ゾーン1、ゾーン2では、コナラ・クヌギの大径木化、ナラ枯れ被害の拡大、常緑広葉樹の増加傾向が課題となっております。

このことから、ゾーン1、ゾーン2の植生管理方針といたしましては、カシノナガキクイムシの害虫防除の処置や枯死被害木の伐採を行う。常緑樹のうち、シュロやトウネズミモチ等の外来種は除伐し、シラカシ等の高木は明るい林内となるように間伐する。大径木を少しずつ抜き切りし、樹林の若返りを図るとともに、樹種を選別して成長を促しながら、多様な構成種を維持する。定期的な下草刈りと併せて、状況に応じてササ刈りを実施するといったことを考えてございます。

続きまして16ページでございますが、16ページは、名勝区間の小川水衛所跡から境橋までの中流域の説明となります。中流域は、小川水衛所跡から小金井橋までをゾーン3、小金井橋から境橋までをゾーン4としております。

ゾーン3の保全整備でございますが、ゾーン3は、直壁状・オーバーハング状の法面が連続する比較的深い素掘り水路、法面の後退傾向、法面の大径木、ヤマザクラの樹勢低下が主な現況及び課題となっております。このため、ゾーン3の保存整備の方向性につきましては、素掘り水路の保全のため、法面や法面に近い法肩に生育する大径木は伐採、ヤマザクラの保護、保存のため、日照などを阻害する被圧木は剪定、伐採することを考えております。

ゾーン3の植生管理でございますが、ゾーン3の樹林構成は、ケヤキが優占する落葉広葉樹林にヤマザクラが混生、林床構成は左岸でササ類が優占しており、右岸ではササ類と低茎草本が多く見られる状況でございます。また、ゾーン3では、ケヤキの大径木化、林内のやぶ化が課題となっております。

こうしたことから、ゾーン3の植生管理方針といたしましては、ケヤキは成長が早いため、大径木化しないよう抜き切りし、樹林の更新を図る。定期的な下草刈りと併せて状況に応じてササ刈りを実施するといったことを考えております。

続きまして、ゾーン4の保存整備でございますが、ゾーン4では、傾斜状で開放的な水路、補植整備によるヤマザクラ並木の形成、伐採木の萌芽管理（補植したヤマザクラへの再被圧）が主な現況及び課題となっております。また、ゾーン4のうち、小金井橋から梶野橋までのヤマザクラの補植整備済区間については、優先整備区間といたしまして、補植整備したヤマザクラの並木を良好な状態で維持管理を行うことを考えております。

このため、ゾーン4の保存整備の方向性としていたしましては、ヤマザクラの保護・保存のため、日照などを阻害する被圧木は剪定または伐採、萌芽により成長した樹木は定期的に剪定し繁茂を抑制することを考えております。

ゾーン4の植生管理でございますが、ゾーン4の樹林構成は、補植整備済区間ではヤマザクラ主体の落葉広葉樹林、林床構成は、補植整備済区間において高茎草本を多く見られる状況でございます。また、ゾーン4では、補植したヤマザクラの保護、林内のやぶ化が課題となっております。

こうしたことから、ゾーン4の植生管理方針といたしましては、補植整備済区間では定期的な下草刈りを実施して、サクラの保護と草地の維持に努める。その他の区間でも定期的な下草刈りと併せて、状況に応じてササ刈りを実施するといったことを考えております。

続きまして、17 ページでは、境橋から浅間橋までの下流域の説明となっております。下流域は、境橋から萬助橋までをゾーン5、萬助橋から東橋までをゾーン6、東橋から浅間橋までをゾーン7としております。

ゾーン5の保存整備でございますが、ゾーン5では、傾斜状の水路が主な現況となっております。このため、ゾーン5の保存整備の方向性としていたしましては、一部の区間で法面や法面に近い法肩に生育する大径木の伐採をすることを考えております。

ゾーン5の植生管理でございますが、ゾーン5の樹林構成は、ムクノキ等の落葉広葉樹林や常緑樹の混交林、林床構成は、ササ類が優占しているが落葉低木や低茎草本も多く見られる状況でございます。また、ゾーン5では、現状の混交林の維持、林内のやぶ化が課題となっております。

このことから、ゾーン5の植生管理方針といたしましては、ムクノキ、イヌシデ、エゴノキなどの落葉広葉樹林を極力残し、シラカシやアラカシなどの常緑樹と混生する樹林の維持に努める。定期的な下草刈りと併せて状況に応じてササ刈りを実施するといったことを考えてございます。

ゾーン6の保存整備でございますが、ゾーン6では、急傾斜の法面と様々なタイプの護岸が多い水路でございまして、蛇行する区間がある、法面の崩落発生が多いことが主な現況及び課題でございます。法面の崩落発生が多くなっていることから、ゾーン6は、優先整備区間として計画的な法面の保全を行うことを考えております。また、保存整備の方向性につきましては、一部の区間で、法面や法面に近い法肩に生育する大径木の伐採をすることを考えております。

ゾーン6の植生管理でございますが、ゾーン6の樹林構成は、ムクノキ等の落葉広葉樹林や常緑樹の混交林、林床構成は、ササ類が優占しているが低茎草本も多く見られる状況でございます。また、ゾーン6では、現状の混交林の維持、林内のやぶ化が課題となっております。

このことから、ゾーン6の植生管理方針といたしましては、ムクノキ、イヌシデ、エゴノキなどの落葉広葉樹林を極力残し、シラカシやアラカシなどの常緑樹と混生する樹林の維持に努める。定期的な下草刈りと併せて状況に応じてササ刈りを実施するといったことを考えております。

続きまして、ゾーン7の保存整備でございますが、ゾーン7では、傾斜状で比較的深い素掘り水路、法面の後退傾向、法面の大径木が主な現況及び課題となっております。このため、ゾーン7の保存整備の方向性としていたしましては、一部の区間で、素掘り水路の保全のため、法面や法面に近い法肩に生育する大径木は伐採することを考えております。

ゾーン7の植生管理でございますが、ゾーン7の樹林構成は、ムクノキ等の落葉広葉樹林や針葉樹の混交林、林床構成は、左岸側では常緑低木が優占し、右岸側ではササ類が優占している状況でございます。また、ゾーン7では、現状の混交林の維持、林内のやぶ化が課題となっております。

このことから、ゾーン7の植生管理方針といたしましては、ムクノキ、イヌシデ、エゴノキなどの落葉広葉樹を極力残し、ヒノキやサワラなどの針葉樹と混生する樹林の維持に努める。広範囲に分布するアズマネザサは基本的に刈り取り、広葉樹の実生や草本が生育できる環境となるよ

うに努める。場所によっては、現状の高さでの維持に努める。定期的な下草刈りを実施するといったことを考えております。

検討事項の「植生管理の進め方・管理内容案」については以上となります。

亀山委員長：

ありがとうございました。

それでは、植生管理の進め方・管理案につきまして、御意見をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

玉川上水を考えるときに、この前、樹木、植物は史跡の構成要素かという篠原先生から言われましたけれども、これは構成要素ではないのですが、名勝のほうでいうと、植物のサクラはまさに構成要素になるのですね。そこが明確に書かれていないので、そこがちょっと気になる。これが構成要素として一番大事なのだということが弱いなというところを気にしておるわけなのです。どう書いたらいいのかな。

篠原委員：

史跡は法面と水ですよ。サクラの部分だけは名勝になっているけれども、ほかは何もないのはこの間議論になって、文化庁の人はどう言うか分からないけれども、管理をやっている東京都の水道局としては、史跡とサクラの名勝は第一だけれども、第二は植生というのも重要だからと書いてあると言ったつもりですけれども、文化庁の人がこういうのを書かれると困るよと言うかもしれないけれども、でも現実はそのなかから、議論したほうがいいのではないですかね。

亀山委員長：

ということ、もうちょっと明確に書いたほうがいいと思うのです。

というのは、実は、このややこしいところは、水道局は玉川上水を管理しているわけですが、サクラの樹木は教育庁が管理をしていたり、それがどんなふうには開花しているかなんていうことについては地元の小金井市がいろいろ調査をしたりしているので、確かに水道局としてはサクラはいじっていないし、ある意味知らないよと言われると知らないのかなということになるので、あまり言い方よくなかった、ごめんなさい。そういうことになるかなというところもあるのですけれども。

ただ、この会議においては全体のことを考えるべきだと思うのです。そういう点では、名勝のサクラは大事な構成要素なのだというのは、植生管理のところに書いておかないと、植生管理の中にあまりサクラはメインだという話は出てこなくて、生物多様性が大事ですと言われるのですけれども、生物多様性とサクラの関係とかということについては、割りといろいろ意見があるものですから、もうちょっとそこは明確にしておく必要があるかなと思いました。

でないと、例えば植生管理の進め方の中のゾーンの3のところだと、ヤマザクラの樹勢が低下しているというのは現況はそうなのですが、どうしようがないのですよね。例えばヤマザクラを補植しますというのが必要なことになるのですけれども、直接水道局は補植しないから、だからここには書かれていないのかもしれませんが、ただ、名勝を構成している主要なものはヤマザクラですので、この樹勢低下というのが現況のところに書かれているならば、植生管理ではヤマザクラの補植というのが出てこないとおかしいですよね。そのまま放っておくとなくなってしまうわけですから、ということをもうちょっと積極的に書いておかないと、例えば、教育庁がヤマザクラを補植しようというときに、ここに書いていないのでやらないでくれというような話になってしまうとこれはおかしくなるかもしれませんので、そこのところ。

経理部長：

今回、植生管理の進め方ということで書かせていただいているのですけれども、前回、保存整備の進め方で名勝小金井サクラの並木の保存というパートで、そこは独立して1回御議論いただいているところでございます。

今、委員長がおっしゃられましたように、名勝の管理は東京都教育庁が行っています。加えて、私も水道局は補植場所の提供と、被圧している樹木の剪定・伐採で、苗木を育てるのは地元の自治体といった役割分担になっていますので、そこはちゃんと役割分担を書いた上で、サクラの

補植については私ども東京都も一緒に支援していくという書きぶりになろうかと思います。ですので、サクラのことが無視されているわけではございませんので大丈夫です。

亀山委員長：

分かりました。

経理部長：

それと今、篠原先生から植生管理をきちんと書くべきということで、前回の御議論では植生管理をきちんと書いて、その上で生物多様性はどうかという順番で議論するべきというお話だったと思うのですが、その辺も私ども意識させていただいてまして、先の資料になってしまうのですが、28ページを御覧いただければと思います。

28ページの左側が今の計画の目次で、右側がこれからの計画の案ということでございまして、植生管理をローマ数字のⅤということで今回新たに項目を立てますので、そこできちんと書いていきたいと考えているところではございます。

篠原委員：

了解しました。

鶴田委員：

今回ゾーニングに沿って植生管理の方針をこれだけ細かく書いていただいて、非常に分かりやすくなったかなと思うのですが、これまでの検討状況の、7ページの最後の、法面や法面に近い法肩に生育する樹木の管理のところ、これまでも、私も含めいろいろな先生方から、指定された条件を満たすものを全て切ったときに景観がどう変化するか、どういう影響が生物多様性にあるのか、それから、ゾーンごとにどういう影響が出るかということを示していただきたいというお話がありました。今回それを示すために、参考資料では、ゾーンごとに、右岸、左岸で、胸高直径 50 センチ以上の樹木をかなり細かくプロットしていただいたかと思うのですが、これと比較して、資料のほうのこのゾーンごとの整理を見ると、幾つか疑問に思うところがあって、それを少しずつご指摘させていただければと思うのですが、

まず、資料のほうの3番のゾーニングで、一番難しいところですが、ヤマザクラを保護・保存するために……。

亀山委員長：

すみません。資料のページを言ってください。

鶴田委員：

ごめんなさい。資料の16ページの植生管理の進め方の管理案のゾーン3のところです。

この上の「・」の、法面、法肩に近い大径木は伐採というのは、参考資料の4ページ、右岸、左岸のところはかなりケヤキが本数多く法面に出ているというのが分かるのです。これを伐採しましょうという話になっているわけですね、ここで。

多分、ゾーン3の境界、小金井橋に一番近いところなどは、左岸は30本近くあるわけですね。右岸は5本以上あります。これは多分全部伐採すると、かなり景観的には相当インパクトがあり、風景が変わるだろうと思われます。特にケヤキが優先しているので、ここは影響が甚大だと思うのですが、

これに加えて、ヤマザクラの保護・保全をするために日照などを阻害する被圧木は剪定または伐採となっているので、本当はこのヤマザクラの保護・保存のために伐採しなければいけないもの、同じような資料を作って、これは伐採しなければいけないというのを併せて、ここはどのくらいの期間をかけてどう伐採していくかというのを計画立てないと、ゾーン4と同じように、ここに条件に合ったもの、ヤマザクラの日照を阻害するものは全部一斉に刈りますよとなると、また相当な紛糾が予想されるかなと思うのです。だから、そういうものをしっかり、どうやら何本切らなければいけない、という計画立てが必要だと思います。ケヤキについては抜き切りする書いてありますけれども、どういう順番で、何年かけてやっていくみたいなことを結構細かくここは計画立てていただきたいと思うのです。

例えば、ゾーン5、6だと、ムクノキ、イヌシデ、エゴノキなどを残すと明確に書いてあるのですが、ゾーン3のところはケヤキについては言及があるのですが、法肩のデータを見ると、コナラ、クヌギも少なからずありそうだなということが分かっていて、それらは抜き切りの対象にはならず、なるべく残していくという方向なのかがわかりません。

委員の皆さんも、住民の皆さんも、ここはどういう植生を目指そうとしているのか一番分からないのがこの3番のところだと思うんですね。だから、サクラの保存は名勝としてとても重要なのですが、それを補植するなり、実際になっているものを保護するために、どういう手当が必要で、そのためにどう管理していくというのが、ここはもうちょっと明確にならないといけないかなと思いました。

それともう1か所、ゾーン6なのですが、これは優先区間で、急傾斜で法面の崩落の発生が多くて、法面、法肩に近い大径木の伐採とあるのですが、参考資料の6ページを見ると、ほぼ東橋に近接した一つの区間だけ、しかも、コナラ、クヌギとその他広葉樹が引っかかっているぐらいの感じかと思うのですが、そのことを言って「一部の区間」と言っているのか。この6番をすごく優先してやらなければいけないものの対象としては、さっきのゾーン3に比べて本数も少ないし、樹種的にもコナラ、クヌギなのかなという感じなのですが、ここはその理解で合っていますでしょうか。

以上です。

亀山委員長：

ありがとうございます。主に2点ですね。ゾーン3について御意見をいただいたのと、ゾーン6について御意見をいただいたのですが、これについてよろしいですか。お願いします。

経理部長：

私どもの説明が不十分で申し訳なかったのですが、まず保存整備の伐採のお話は、これは、史跡の保存、法面・法肩を保護するための伐採でございます。

ここで言っている大径木は、基本的にフェンスの内側に生えている木を対象としています。なので、参考資料に書いてあります、何本ありますみたいな、先生の御指摘されたところも、フェンスの内側の本数です。フェンスの内側のどういう木を切っていくのですかという話は、前回、一応基準のようなものを示させていただきまして、木の周囲の法面が直壁状またはオーバーハング状で、なおかつ幹直径50センチ以上で、法面から生えているものとか、法肩のところでも50センチ以内のところに生えているものという基準をお示しさせていただいたかと思えます。その話は保存整備の部分のお話でございます。

植生管理につきましては、一部ダブるところもあるのかもしれませんが、書いてございますように、3のところであれば、いわゆる被圧樹木をどうしていくかということについては、どの木を伐採するかというのは、私どもは、名勝管理者である教育庁から依頼を受けます。ですので、私どものほうで被圧樹木はこれだからということで伐採するというようなことではないです。このため、具体的にどの木を伐採していくのかというのは、必ずしも今の時点でこれとこれとこれと示せるような状態ではないです。

それともう一つは、これは10年間の計画でございますので、どの木をどういうスケジュールで伐採していくかというのまでは分からなくて、これを実施したときにどういう姿がその地域で見えるのかというのがなかなかお示ししづらいという部分もございます。

あとは、もちろん樹木を伐採していく場合には住民の方の御理解を得ながら進めていかなければならないということもございまして、今から5年後にこの3の地域がどういう姿になっているのかというのを明確にお示しするのはなかなか難しいような状況でございます。

吉田委員：

鶴田先生が今おっしゃったことは、私も手を挙げて発言しようと思っていた、まさに同じことです。おっしゃっているゾーン3の法面に生育している大径木ですが、前回の委員会でも直径50センチ以上の木を切るという方針は示されていましたが、それを切ってしまうことで景観が大きく変わることや、多様性が失われるということを危惧する発言はしてきました。今回、これを切る基準としてこの委員会です承しなければいけないのかというところを、まず一つ確認したいです。

その方針でそのまま行きましようとはまだ決定しているわけではなかったのですが、この基準で伐採するとどういう状況になるかをよく踏まえてから進めてくださいという意見を出したと思います。

将来の姿は分からないかもしれませんが、外濠の史跡の範囲の土手が、木を切る計画が立って、5、6年経って結局ばさっと切られてしまうということのないように、玉川上水の場合、今から計画的に整備を行うということをせっかくの議論している最中ですので、基準に基づく伐採の方法をお示しいただきたいなというのは思うところです。

住民の方の御理解を得るという点で、もう一つお願いしたいと思っているのが、この植生管理の計画です。下草刈りをしたり、間伐をすることによって、明るい森を作るという表現があります。これが結果的にどういうことをもたらすためにやっているのかというのをもう少し専門的知見からレクチャーしていただきたいなと思います。

素人ながら、私が考えているのは、土に光が当たることによって、根がしっかりと発達して、倒木を防ぐという、そういう安全の面から必要だということでしょうか。ただうっそうとした雰囲気改善するなどということだけでなく、倒木を防ぐためにもそういう光を入れることが大切なのだと、そういうようなことを自分では考えているのです。もしそのような理解であれば、この整備、植生管理の方針を理解し、協力することができます。それぞれの方法が結果的に何をうまくもたらすことになるのかというのを、お伝えいただく努力をしていただきたいなと思います。以上、2点です。

亀山委員長：

ありがとうございます。

経理部長：

先ほどの鶴田先生の2番目の御質問にお答えするのを忘れていましたので、お答えいたします。参考資料の6ページ、ゾーン6のところ、ここの伐採の対象となるものは、紫色のコナラ、クヌギですかという御質問だったかと思うのですが、それはそのとおりです。なので、この樹木が対象となります。

そして、今の吉田先生の話でございますけれども、伐採なり剪定をしていった後の絵姿というのは、確かにどこまで明確にできるかということはありませんけれども、なるべく考えていきたいと思います。

2点目の、何のために間伐していったら明るい、日差しを入れる必要があるのか、それでどんな意味があるのかと、それについてもなるべく分かりやすく書いていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それと、1点目の伐採の方針について、決定というお話ですが、私どもはまだ計画は決定してございません。パブリックコメントもまだ終わっていませんので。その辺は水道局で決めたことではございませんので、大丈夫です。

石飛委員：

資料の13ページのモニタリングのところでお話していただきたいのですが、三つの調査の種類が掲げられていて、真ん中の自然環境調査は全域を対象とする。それから、下の区画調査は特定の調査地点においてということで、全域と特定というところを対照にしているのですが、一つ目の質問は、この特定というのは、3年ごとに同じ地点で定点調査をするというイメージなのか、それとも、その都度その都度特定のところを設定するのかというのが1点目。

それから、自然環境調査（全域）と区画調査はどういう関係になるのかということをお説明いただけますでしょうか。

経理部長：

では、お答えいたします。区画調査の場所の話ですが、これは同じ場所を3年ごとに調査をするという趣旨でございます。

それと、自然環境調査と区画調査の関係ですが、どちらかというと自然環境調査は全域をやりますので割とマクロの視点でまとめていくということでございます。区画調査は3年ごと

にその区画について詳細に調査をしていくということで、こちらはどちらかというとミクロの調査になろうかと思います。

自然環境調査のほうが10年ごととややスパンが長いので、区画調査のほうを3年と割と小刻みに行うことによって補っていくと、そういうイメージでございます。

石飛委員：

ありがとうございました。その説明で内容は理解できました。

全域調査をもっときめ細かくというのはなかなかコストの面でも難しいというのは理解できますので、この区画調査を特定の定点でやるのが、全域調査を補完する意味で大変重要であってという、この関連性をぜひ計画の中では盛り込んでいただいて、住民の方々、また多くの方々にも、こういうことでしっかりちゃんとモニタリングをしているのだなということが理解できるようにしていただくことが大事かなと思いました。

以上です。

亀山委員長：

ありがとうございました。

鶴田委員：

モニタリングに関して、こういう区画調査で補完するというのはすごくいい方法だと思います。ただ、これ一応各ゾーンにとなっているのですが、ゾーニングのお話のときに、前回までも議論になりました、このゾーンの中のサブゾーンみたいなものをどう考えるかなのです。

例えばゾーン4の補植整備済みの区間とそれ以外とか、6番の井の頭公園とそこではないところとか、相当環境が違うので、そういうサブゾーンクラスで考えて、この区画調査の定点というのは設置していただきたいなと思うのです。

サブゾーンの中で複数調査地点が捉えられるならば、3年ごとに一斉というよりも、3年ごとにちょっと隣の場所を調査して、結局毎年どこかは調査しているみたいな形で定点をモニタリングしていくと、そういう変化の把握にはいいかなと思うのです。

あと、これから伐採計画みたいなものを立てていくときも、伐採によって大きく景観が変わるとか、環境が変わるといところは前後比較をちゃんと取れるように、ここはかなり手を入れなければいけないと分かる区間には必ず調査区間を作っておくというのはすごく大事なことだかと思っています。

亀山委員長：

ありがとうございました。

モニタリングするときに、同じ場所ですずっとやっていることの意味もありますし、それから、場所を変えて、環境が変わるのに応じて場所を変えてやるということの意味もあるので、そのそれぞれを考えてやっていただければいいのだらうなと思いますので、よろしくお願いします。

篠原委員：

石飛さんが言われたことを気にしていなかったのですが、特定の調査地点というのはどこだと、何も書いてないですね。もう決めてあるのですか。

経理部長：

まだ決めていません。

篠原委員：

それだったら、何か書いておかないと。ゾーンごとに1か所ぐらいずつはやるのか。まだ決まっていないのだったら、これからですと書けばいいのですが、それではこれは何だろうというのは分からないですね。

それから、植生管理は一応これで終わりですか。御説明は。

経理部長：

はい。

篠原委員：

この植生管理はこれでいいのですけれども、災害対応というのはどう考えていますというのが一つもないのだけれども。地震のときとか、台風になったときとかというのは。

それが非常に重要だと僕は思うのです。今度の能登のやつでも、ふだんから丈夫にというのはなかなかできないので、本当に何かやられたときにどう対応できるのかという備えが、日本みたいな国では重要で。だって、ふだんからものすごく全部がっちりやろうなどといったら、ものすごく金がかかってしょうがないし。災害対応というのはどこかに書かないとまずいのではないかなと思ったのですけれども、どうですか。これはこの範囲外か。

経理部長：

区画調査については、まだ決めていませんので、その旨をはっきりさせたいと思います。

それと、災害対応については、これは史跡を保存していくための計画ですので、例えば、多摩直下地震が起きたときに、これがどの程度崩れてしまうのかとか、それを防ぐためには何をしておかなければいけないのかとか、崩れた場合の復旧の手法はどうするのかということまでは、この計画の外側の話かなと思うのですけれども。

篠原委員：

だけどさ、日本みたいな災害列島で、それに一言も触れていないっていうのはまずいよね。だって、能登のことはね、妻がそちらの方面の出身だから知っているけれども、昔は地震なんかないって何も考えていなかったのだけれども、やはり来たら大変なのですよ。そういう備えがないので、今苦労しているわけでしょう。だから、それは、やられたときにどうするというのは。どうする、こうするというのは、はっきり具体的には書けないだろうけれども、どう考えるかぐらいは議論しておかないとおかしいと思うよ。

亀山委員長：

文化財は、例えば建造物などはみんなありますけれども、史跡は、何かありませんでしたか。教育庁のほうに聞いているのですけれども、防災について、史跡の防災はありますよね。

教育庁：

一般的なお答えで恐縮でございますが、例えば史跡の保存活用計画を策定するときには、一応防災計画の項目もあります。ただ、史跡はいろいろ状況が違いますので、このように法面と水路というところと、割と皆様イメージしやすいお城みたいなのは大分違うので、かなりこれはケース・バイ・ケースかなというところではございます。

篠原委員：

それはいいのだけれども、どういうふうに考えていますかというのを書いてないの。

教育庁：

あまり細かいことまでは書かないのですけれども、指針ですとか、そういったことは書かれております。

亀山委員長：

すぐに、今お答えできないかもしれませんが。

篠原委員：

東日本大震災の後、集まれと言われて、文化財が結構やられたから、集まって議論しましょうという話になったのですけれども、そのときに分かったのだけれども、東北のほうはそういう人がすごい少ないの。大学も少ないし、文化財関係の人が。だから、その備えがすごく甘くて、随

分遅れたと思うよ。だから、いざというときにはどうするというところぐらいは、何か書いてないとおかしいと思うよね。

急遽集まったのだけれども、人数がいないと。逆に、阪神淡路大震災のときには、都市計画の東京人は来なくていいですと言われて。確かに関西は多いから。だから、状況によって違うのでしようけれども、どうするぐらいは議論して、何かないとまずいと思うのですけれども。

今、お答えなくてもいいですけれども、考えてくださいよ。

吉田委員：

地震もですけれども、どちらかというと玉川上水の場合、水害ですね。豪雨などで法面も崩れますし、それについては護岸の修復というようなことをおっしゃっているわけですが、倒木だけではなく、水による崩落ということを念頭に置いて追加しておいたほうがいいのではないかと思います。

土木施設・遺構の保存というのはこの保存管理計画でも書いてありまして、法面の崩壊している箇所や、その危険性が高い箇所等々、景観や環境の保全に配慮しつつ、適切な処理により良好な状態に修復し継承を図るという表現があります。そこを補完する形で、災害に対応する形というのを今回、ぜひお願いしたいです。

亀山委員長：

ありがとうございました。吉田先生から助け船を出していただきましたので、ぜひ参考しながら。こういったことについてもちゃんと配慮しているのですということももうちょっと分かるようにしておいたほうがいいでしょうということです。ありがとうございます。

知花委員：

今までの議論と大分重複するところですが、最後の水のことにに関していうと、私が以前それに関して伺ったときには、「基本的には雨水が法面を下って法面を削る心配はない。」と聞いていた気がするのですが、もしそうならばそれでいいですし、逆に、どこかから入ってくるのであれば対策は必要なので、そこは御確認いただければと思います。

本当は将来的にもうちょっと玉川上水の水量が増やせた場合のことまで私は考えたかったのですが、それは考えられないということなので、だとすると、この水路は増水することはないという前提で今計画を立てられていると思います。もしそれならそれで結構なので、そこははっきりさせたほうがいいかなというのが、今の御意見に対する感想です。

次に、もう1回ゾーンごとの表に戻るのですが、まず、さっきサブゾーンの意見が出ていましたけれども、ざっと見て、少なくとも北側と南側が違う場合があるのですよね。私はだからといって北と南を分けるという必要はないと思うのです。ゾーンはこれでいいと思いますけれども、北側か南側かどっちの話をしているのかというのはちょっと書いたほうがいいかなと思います。

特にゾーン1ですかね。左右岸全然違いますよね。左岸がケヤキで、右岸がコナラ・クヌギなのですが、これはコナラ・クヌギのことしか書いていないので、左岸に結構ケヤキの大径木があるようにも見えるのはどうするのかとか。「特に左岸側では」とかでもいいので、書いたほうがいいかなという気がしました。

そして、さっきの区画調査をどこでやるのかとか、最終的な目標の絵をどうするのかということにも関連すると思うのですが、恐らくゾーンごとに、今の代表的な断面というのがどこなのか、これから精査はするにしても、多分お考えはあると思うのです。いわゆるゾーン1の代表的な風景というのはここですよという断面が多分ある気がするのです。それがさっき御指摘のように、同じゾーンでもここことでは大分違うというのであれば、6に関してはこの2種類ですみたいな示し方もできるはずです。それが一つのゾーンに10種類とかになったら意味がないので、多分1個か2個だと思うのですが、それがどこをイメージしているのかというのは、公表する前にお考えをはっきりさせたほうがいいと思うのです。

その上で、それぞれのゾーンの目標を書くのだと思うのです。今、目標が全部一緒なのです。文盲が。同じものをいちいちゾーンごとに書く必要はないので、前のほうに、この「水と緑の空間の適切な管理」とか「素掘り水路の保全」というのは書けばいいのですが、それに加えて、ゾーンごとに護岸の特徴が違うはずなのです。全部が全部素掘りではないので、素

掘りを維持するのか、護岸の崩落が多いので護岸を止めるのか、あるいは、もうてんでんばらばらな護岸で、どれもいまいちなので新しい護岸を考えるのか、なんでもいいんですけども、そうした状況もセットにしながら、次の作業としては、ゾーンごとに代表的な断面がどこなのかをよく考えて、それを護岸も含めてどういう絵に持っていきたいのかという理想像についてのお考えは持っておいたほうがいいと思います。それを具体的に書くのは難しいという話だったと思うのですけれども、右岸は何が生えていて、左岸は何が生えているという現状とともに、将来それをどう持っていきたいのかという、その目標はもうちょっと細かく示してもいいのかなと。今、ヤマザクラだけなのですよ。

見ていると、雰囲気としては、サブゾーンとは逆に、これより大きなゾーンを考え、1、2のくくり、3、4のくくり、5から7のくくりで多分、それぞれの目標を立てようとしているように思うのですけれども、それぞれ意識されていることがあると思うのです。この目標というところの解像度をもう少し上げると、今、いろいろな御意見が出ていましたけれども、それに答えたり、あるいは、区画調査をどの断面で、経年的に見ていくのが良いかを考えたりできますので、3年に1回その断面図が出て来れば目標とのずれを評価するというのがあるのではないかなと思いましたので、そこを御検討いただければと思います。

以上です。

亀山委員長：

ありがとうございました。断面を模式的に表現するとかということを工夫していただけると、皆さんがイメージを共有できるだろうと思うので、それが大事なかなと思います。ありがとうございます。

そろそろよろしいですかね。時間もございますものですから。

鶴田委員：

ちょっと遡ってしまうのですけれども、検討の流れで、パブリックコメントの後、最終回という委員会があるかというお話ですけれども、これはやる方向で調整しているということでしょうか。

経理部長：

そこに書いてございますように、パブリックコメントを経た後、最終回ということで委員会を開かせていただければと考えております。まだ時期については、年内ということまでしか決めていないので、具体の時期は申し上げられないのですけれども、今、先生おっしゃったとおりでございます。

鶴田委員：

パブリックコメントにかける素案というのが、この前に出来上がるわけですけれども、それも一度、ちゃんと委員に共有いただけますでしょうか。今日の議論の反映も含めて、私たちが議論の途中で、これが今日出た意見とかがどう反映されたかが分からない状態で、いきなりパブリックコメントには行かないですよという確認です。

経理部長：

それは大丈夫です。やり方については、また考えていきたいと思いますが、パブリックコメントにかける素案ができましたら何らの形で委員の先生の皆様方に読んでいただいて、御意見を頂戴したい、そういうステップを入れたいと考えております。

鶴田委員：

分かりました。ありがとうございます。

亀山委員長：

ありがとうございました。

それでは、次に行きます。次は、検討事項の「活用整備の進め方」になりますが、これにつきまして事務局から説明をお願いいたします。

用地担当課長：

それでは、説明を先に進めさせていただきます。議事資料の 18 ページを御覧いただけたらと思います。

ここからは、活用整備の進め方・施策案に関する資料でございます。活用整備の進め方・施策案では、目標・基本方針、施策の進め方、実施施策（案）について御説明させていただきます。

19 ページを御覧ください。19 ページは、第 3 回、前回の検討委員会でお示しさせていただきました、活用整備目標・基本方針でございます。前回の委員会での御意見を踏まえまして、赤字の部分を修正させていただいてございます。この目標・基本方針に基づきまして、活用整備の施策を進めていきたいと考えてございます。

続きまして、20 ページでございます。20 ページは施策の進め方をお示しするものでございます。玉川上水の歴史的価値を伝える、玉川上水を見せる、より多くの人々が安全・快適に利用し親しめるようにするという、活用整備の目標に沿った施策・取組を順次実施、展開していきたいと考えてございます。

次の 21 ページから 24 ページまででございますが、こちらは活用整備の実施施策（案）をまとめた資料でございます。現地設備等の改善、普及・啓発（学びの機会の提供）、情報発信、関係機関との連携の順に、各施策・取組を御説明させていただきたいと思います。

まず、21 ページを御覧いただきたいと思います。現地施策の改善でございますが、こちらでは説明板の更新といたしまして、中流部の 7 か所に設置している説明板について、より多くの方に史跡玉川上水への理解を深めていただけるように、情報の充実を図った上で、更新することを考えております。

続いて、眺望の確保と公開といたしまして、玉川上水を来訪した方が水路を眺めながら散策できるように、適切な植生管理により橋からの眺望を確保していくとともに、より多くの人に玉川上水へ来訪していただくきっかけとなるよう、玉川上水の四季の様子などを SNS 等を活用して発信していくことを考えてございます。

続きまして、22 ページでございます。

普及・啓発、学びの機会の提供では、水道局施設の活用による普及・啓発といたしまして、局の PR 施設である、東京都水道歴史館において、玉川上水など、江戸・東京の水道事業の歴史に関する文献等の収集や、上水記などの展示公開等を今後も引き続き行っていくことを考えてございます。

続いて、玉川上水の歴史に触れるイベントの実施といたしましては、史跡玉川上水への理解を深めていただけるよう、玉川上水の歴史等をテーマとする講演会を新たに実施していきたいと考えてございます。また、より多くの方に玉川上水を訪れていただけるように、玉川上水の名所を歩くウォーキングイベントを今後も引き続き実施していくことを考えてございます。

情報発信では、ホームページの改善として、当局のホームページで玉川上水の情報を容易にまとめて入手できるように、引き続き都庁の各局や地元自治体などの関係機関とも連携をしながら、内容を充実させていくとともに、随時、更新を図っていくことを考えております。

続いて、パンフレットの更新といたしまして、玉川上水の概要や歴史を紹介するパンフレットを更新し、近隣公立施設等への配置を進めることを考えております。

続きまして、23 ページでございます。

関係機関との連携では散策ルートや便益施設の案内といたしまして、玉川上水や周辺の文化施設等の来訪のきっかけとなるよう、当局のホームページにおいて、地元自治体等が設置した散策ルートを紹介するとともに、トイレなどの便益施設についても分かりやすく紹介するなど、安心して利用できるように情報を充実することを考えてございます。

続いて、フェンスデザインの統一性の創出として、道路や緑道の管理者がそれぞれ設置しているフェンスについて、文化財としてのまとまりを創出するため、今後の更新に当たっては、統一的なデザインとなるよう、引き続き各管理者に働きかけていくことを考えてございます。また、フェンスの基本的な規格については、現行計画の考えを引き継ぎますが、高さの基準については見直しを図ることを考えてございます。

続いて、24 ページでございます。こちらはフェンスの高さの基準の見直しについての資料でございます。フェンスの現況をまとめた資料を参考資料の 9 ページ、そして 10 ページに添付してございますので、併せて御参照いただけたらと思います。

玉川上水の水路深は、約3メートルから8メートルあることから、より安全に利用できるようにするために、今後のフェンスの更新に当たっては、高さの基準を転落防止柵に統一することを考えております。

また、準拠する基準については、国や都の基準である、国土交通省防護柵の設置基準、東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルに見直すことを考えております。

具体的なフェンスの高さの基準につきましては、現行の整備活用計画では、オーバーハング状、または直壁状法面の箇所は高さ110センチメートルの転落防止柵、傾斜状法面等の箇所は、高さ50センチメートルから80センチメートルの立入防止柵となるよう働きかけを行ってきましたが、今後の更新に当たっては、法面の形状にかかわらず、高さ110センチメートル以上の転落防止柵とするよう、各管理者に働きかけを行っていきたいと考えております。

検討事項の活用整備の進め方・施策案について、説明は以上でございます。

亀山委員長：

ありがとうございます。それでは、御説明いただいた活用整備の進め方につきまして、御意見をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

篠原委員：

あまり言うとう事務局が大変だからと思っていたのだけれども、一つ目は説明板ですけれども、ということが書いてあったかはよく覚えていませんけれども、人物の話は充分出てきていますか。

つまり、小平からこうやってこうやってと物理的なことは書いてあるけれども、考えてみれば、今で言えば民活ですよ。玉川兄弟がやったわけで、江戸幕府がやったわけではないでしょう。だから、そのところは非常に重要な点なので、それがどのくらい書かれているかなというのは、今でなくていいですけれども。

経理部長：

若干書かれていたかもしれませんが、中心は物理的な、物の説明が中心で、人物を中心にした記載にはなっていないです。

篠原委員：

重要文化的景観という制度ができて、できている文化財ではなくて、それを維持管理、作っている人が重要だと方針が打ち出されてきて、これもそうだと思うのですよ。玉川上水というのは、すごいけれども、物理的な話だけではなくて、どういう人間が頑張ったのだというのを書いていないとまずいですよ。

それに関連して言うと、熊本に山都町というのがあって、しばらく行っているのですけれども、通潤橋というのがあって、あれは国宝になったのですけれども、僕も関与しているのですけれども、あれも民間の人がやったのですよ。

だから、そういうことは普通の人にとっては非常に力強い、応援になるので、ぜひともそういうことを書いてほしいのですよね。どうしても、人間が頑張ったというのがあまり書かれていないので、そういうのが書かれていれば、「そうか、こういう人がいたんだ。僕もやりたい」とそういうことになるので。

それから、もう1点は、最近城下町のことに凝っているのでもいろいろ調べているのですけれども、江戸の上水もありますけれども、各地のお城で水道のことをいっぱいやっているのですよ。だから、江戸の話だけではなくて、全国でどういうことをやっていたのかということも併せて書いてくれると、みんな「そうか、東京はこんな延々と何十キロで、姫路はこのくらいだった」とか、いろいろ比べて、それは非常に参考になるのではないかと思います。

もうちょっと欲を言うと、ローマの水道はどうだったと、そこまで書いてくれると、世界的に見れば。だって、江戸の玉川上水は世界的に見てもすごいですよ。距離がものすごいし。何かそういうことをちゃんと書いてくれると、「ああ、そうか、すごい価値があるんだ」というのが分かると思うのですよ。

ただ、玉川上水だけ紹介されても、人間は比較されないとピンと来ないから、そのところはよろしくお願いいたします。

亀山委員長：

ありがとうございました。そのほか、どうでしょうか。

石飛委員：

資料でいきますと、21 ページ、今、篠原先生が御指摘になった説明板に関連もするのですけれども、参考資料の 8 ページにウォーキングイベントの、右下はそのときに配布したパンフレットですか。説明板をまたやたら多くするというのは景観上も問題があると思うので、それはそれである程度限定的に設置することになるのでしょうかけれども、今、先生がおっしゃったように様々な情報を知っていただくということは非常に大事なことで、このウォーキングイベントで使ったような二次元コードをいろいろな場所に設置して、これを見たらそこで説明が出来ますよとか。それから動画が出てきますとか。それから、この 21 ページに「紅葉の季節」と「桜の季節」というのもありますけれども、これも冬に行ってもこういう季節が見られるとかいうのは、あまりお金をかけずにできる、非常に親しみを高める方法でありますので、ぜひそういうものも検討していただければと思います。

以上です。

鶴田委員：

同じアイデアですが、せっかく調査しているいろいろな生物多様性保全にも、コリドーの環境としても寄与しているというのが分かっているの、そういった価値も、二次元コードから見られるとよいと思います。ふだん私たちは入れない、水路からの見た目とか、ここにはこんな希少種がいるとか。もちろん盗掘が予測されるような場所は場所が分からないようにすることは必要ですが、調査者や、管理者しか見ることができない物を写真や動画などで、説明板からとか、パンフレットから見られるみたいな形にして、ぜひ生物多様性の価値も同じように普及を考えていただいて、イベントの中などでも、歴史などもテーマとするのと同時に、自然環境についてもテーマにしていだけるといいかなと思います。

亀山委員長：

いろいろありがとうございます。

吉田委員：

皆さんおっしゃっていることにも関連するかと思うのですが、一つ目は歴史的な問題として、羽村取水口についてもっと広く知ってもらいたいということです。投げ渡し堰の様子など、羽村取水堰に関することをホームページ上で見られるようにしていただきたい。

この取水口がとてもすばらしいと思ったのは、この写真にあるような堰の作り方、今でも伝統的工法を継承して木とそでで組んでいるということです。大水の時はそれが自然に流れるように、自然の形で以前のまま継承されているということです。そういうような技術が現在も生きていて、そして、加えて明治、大正と、順番に年代を追って、堰が増えているというのも拝見できました。また、いかだ道だと言いましたが、多摩川のいかだが通れる道が、今でも残しているとか、そういう歴史的な遺構が残っているので、それをぜひ伝え、そこから取水した上水が江戸城まで、四谷門から入っていたのだと、伝えていただきたいと思います。

二つめは、二次元コードなど、あるいはネット上やスマホで、そこに行くと、私は、技術はよくわかりませんが、ここが例えば、長大な玉川上水の分水口が昔ここにあって、その遺構が目に見えるところですか、そういうポイントも出てくるようにできるといいのではないかと思います。

それともう一つ、フェンスのタイプのお話で、こちらいろいろなタイプがあるというのは参考資料の 9、10 で分かったのですけれども、例えば C タイプのメッシュなどですと、かなり軽量なので、経費的にも安く上がっているのかなとか、いろいろそういう意味では自治体ごとの負担という問題もあるのかと思います。できるだけ働きかけて、統一デザインで考えていくということであると、これは可能なのかどうか分かりませんが、インセンティブを与えるために、都のほうである程度補助事業的な、自治体に働きかけるような裏づけを考えていただくことはできないかと思いますが、いかがでしょうか。

亀山委員長：

ありがとうございました。

私が子どもの頃、ちゃんと玉川上水は水が流れていた頃を知っているものですから、子どもの頃、私たちは、小学校3年ぐらいのときに多摩湖の見学があったのですよね。ちゃんとあそこに行って、あの水が流れていってという話を聞いて、それが最後に水道になるのだという話を聞いていたのですけれども、だんだん見えなくなる。

例えば、玉川上水も、別にあそこはこの水がないわけではなくて管路になってしまったから目に見えなくなってしまうわけで、私たちの水というのはどうなっているのかというのがもっと分かるように、ありがたみが分かるようにしていくことはすごく大事で、そういう基盤のインフラのことについてきちんと、もっと分かるようにしていただくといいかなというのは、確かに素掘りの水路はすごいというのは分かるのですけれども、本来的に、私たちが日常的に使っている水というのは、どういうふうに水道の蛇口から出てくるのかというのが、何か全体をイメージしながらあれを見るということはすごく大事なことだと思うのですよね。その辺、もう少し何かうまくできないかなというも思いながら見ております。という感想というか、何とかならないのかなという感じはしています。

この件については皆さんからいろいろな御意見をいただきましたので、それを取り入れて、発展していただけるとありがたいというところになります。いいですか。

知花委員：

事前のときに大分お話しして、でも駄目だということなので駄目なんでしょうけれども、柵のことで。改めて、参考資料9、10を見てみると、現状110センチないところは結構あるのですよね。この青のところ全部そうなので。

例えば、このCタイプの④とかは、高さは足りないのでしょうかけれども、その代わり手前にも低い柵があるので、基本的に自転車柵すれすれまで行くことはないのでですね。だから、そうした工夫をしながら、多分低い柵でも何とかできているのでしょうか。

今は、多分それぞれの地域でそれぞれの状況に応じて、中には危ないのもあるのでしょうかけれども、今の状況になっているのだろうと。それを今度110センチ以上に統一するという画一的なルールにすることが、私はどうも気になっていて、しかも、フェンスデザインの統一性の創出のところにまで書いてあるのですが、多分フェンスデザインの統一性のために高さをそろえるという話でもないと思うのですよね。だから、これは少なくとも違うだろうという気もしますし、どうしても無理なのでしょうけれども、もう少し融通が利いたルールにはできないものかと思います。110センチないと絶対駄目だといって、半分以上のものがこれから作り替えになるのでしょうかから…。

このCタイプの④みたいに少し低い柵と何かを組み合わせるとか、その場その場に応じて安全対策というのはできないのかなというのが、もう最後にしますけれども、いつも思うことです。

あと、最後、細かいことで。今まで転落防止柵110センチだったのが今度は110センチ以上になるので、だとすると、別に2メートルの柵を作ってもいいことにはなるのですよね。だから、何でこれになったのかなという。私、まだ基準やマニュアルをまだ読めていないのですけれども、そこを教えていただければと思います。

経理部長：

まず、フェンスの性格ですけれども、今、吉田先生からもお話がありましたように、このフェンス自体私どもが作っているものではなくて、緑道の管理者である市役所ないしは、東京都建設局が設置しているものです。

私ども一応こういうふうに110センチとか書きますけれども、この計画に盛り込んだことによって強制力が働くわけではなくて、あくまで史跡の管理者側から見たときに、こういうふうにお願いといたしますか、働きかけをしていく、そのガイドラインとして書かせていただいているというようなところでございます。

なので、この計画で110センチ以上と書いたからといって、直ちに、今110センチに満たない柵をすぐ取り換えてくださいとか、そういう話ではないです。私どもとしては転落防止もありますので、できるだけこういう基準でお願いするというような性格の位置づけになっています。

先ほど吉田先生のほうから補助金をというお話もありましたけれども、そういうわけで、私も絶対こうしろというわけではなくて、こうしてもらえると史跡の管理者としては助かりますということですので、補助金を出すという話は違うのかなと思います。

それと、なぜ 110 センチ以上なのかという、今、知花先生からお話がありましたけれども、24 ページに書いてございます「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」という中で、一般論ですけれども、転落防止するためには柵の高さは 110 センチ以上と書いてありますので、それを参考にしたものでして、例えば 2 メートルの柵を考えているとか、決してそういうことではございませんので、一応 110 センチあれば転落防止柵の高さとしては十分という趣旨でございます。

篠原委員：

そんなこと言うと事務局が嫌がると思うのだけれども、そういう話はいろいろあって、一番有名なのは、新潟に萬代橋というのがかかっているのですよ。あれ戦前にやったの。国交省の事務所は戦前だから高さが足りないから、直したいといって、110 に直したいって言ったら、新潟大の大熊先生が河川なのだけれども、今まであそこで 1 人も落ちたことがない、子どもも。だからって頑張って、そのままなの。だから、いろいろなやり方はあるのですよ、本当は。110 ではなくて、ちょっと下がれば岸から 80 センチでもいい。そういう工夫をすればいいので。それで駄目になったら、お茶の水の聖橋が駄目になってしまっ、高さが変わってしまっ。あれいい橋なのだけれどもね。

もう一つは、僕はフェンスのことを言わないようにしたのだけれども、参考資料を見ると、高さの話ではなくて、コンクリートの擬木調というのはやめてほしいよね。僕は土木だから、コンクリートをいっぱい使っているのですけれども、今度の戦争なんかを見ている、コンクリートが破壊されたらどうしようもないでしょう。地震が起きたときもすぐ掬えないし。だから、最近、木の性能がすごくよくなってきていて、高層マンションでも、7、8 階ぐらいまでは木でできるとか、木というのは燃やせるから誠にいい材料で、なるべくコンクリートを使ってもらいたくないのよ。僕が言うのもおかしいのだけれども。だけど、擬木はさすがにやめてほしいよね。これは木でやればいいのですよ。間伐材を使えばいいのだし。でも、あなた方がやるのではないのだよね。何か方針転換してもらいたいよね。要望です。

亀山委員長：

ありがとうございます。

鶴田委員：

同じくフェンスの要望で。私も擬木よりは木質とか、可能な限り自然素材というのはすごく賛成なのですが、そこで統一デザインの中で、覆い隠す面積が、板状とかだと結構水面が見えなくなるとか、フェンスの内側の眺望がすごく悪くなるというのはとても懸念しています。110 センチ以下の小さな子どもたちでも、緑道として歩いているときに水路を感じられないような感じのデザインにはしてほしくないと思うのです。

だから、メッシュなどはそういう意味では一番細いので、見た目も抜けて見える部分が多いのですが、そういうことも組み合わせながら、なるべく自然素材で、かつ眺望を阻害しないということを、基本的な規格の中にも入れておいたほうがいいのかなという気がしました。

亀山委員長：

ありがとうございます。擬木というのは、昭和の初めぐらいに、コンクリートが使われるようになって、要するに新素材で何ができるかというときに、木みたいなものを作りたいというのがあって、作ったのが始まりで、だから、昭和の初めの擬木は文化財になるような、すごくいいものなのですね。そこでやめておけばいいのに、それが何となくずっと惰性のままで来てしまっ、どうでもいいものが今いっぱい作られてきているのですけれども。最初に作られた擬木というのは、ものすごく職人さんが気合を入れて、本当に木みたいなものを、これをコンクリートで作れるのだということが大事だった、それが擬木なのだから、今や、腐らないコンクリートで作った木みたいな変なものに思われていますけれども、本来的に違うのですよね。そういう文化の上で歴史的にできてきたものなのだから、やたら使ってほしくないし。

そういう点では、今は擬木を作れるいい職人がいないのです。だから、ほとんどつまらない擬木になってしまっていますけれども。

吉田委員：

もちろん私も擬木ではなく自然素材の木を使っていたきたいと思っています。また、地下にどれだけの負荷をかけることになるのかということが問題です。これはちょうど史跡との境の辺りだとは思いますが、そこにコンクリートを土台にして上に乗せてしまうと、そういうことも史跡を痛めることになります。ですから、現在のフェンスを更新するに当たっては、現用の穴を利用する形で、それ以上深く掘らない、あるいはコンクリートを流し込まない等史跡の保護という意味でもぜひお願いしたいと思います。

亀山委員長：

ありがとうございました。

では、ここまでは以上にさせていただきます。ありがとうございました。
最後になりますけれども、改定計画についてが最後の議題でありますので、御説明をお願いいたします。

用地担当課長：

それでは、本日最後の報告でございます。改定計画について御説明させていただきます。
資料 25 ページを御覧いただきたいと思います。ここからは、今後の改定計画に当たって、これまでの検討内容は検討状況などをまとめた資料でございます。

改定計画は、「改定のポイント、及び骨子（案）」について御説明させていただきます。

次の 26 ページから 27 ページまでは、改定のポイントをまとめた資料でございます。
まず、26 ページでございますが、こちらの改定の考え方は、第 1 回の検討委員会でお示したものでございまして、改定計画の背景ですとか目的、検討の前提条件をまとめた資料でございます。

続きまして、27 ページでございます。こちらはこれまでの検討状況をまとめた資料でございます。資料の左側に第 1 回検討委員会でお示した計画改定の論点、右側に第 2 回・第 3 回・第 4 回の委員会での検討内容を対比してございます。

資料の右側の委員会での検討内容を御覧いただきたいと思います。これまでに保存整備・管理のためのゾーニングについて検討してまいりました。また、水路・法面の保全、名勝小金井（サクラ）の保存の進め方、植生管理の進め方、活用整備の進め方については、記載の内容について検討してまいりました。

続きまして、28 ページでございます。28 ページは、これまでの検討状況を踏まえて整理した改定計画の体系（構成案）をお示するものでございます。資料の左側が現行計画の構成、右側が改定計画の構成案となっております。

資料の右側、改定計画の構成案を御覧いただきたいと思います。赤字になっている 3 番目のゾーニング、そして、4 番目の整備活用施策の 1 から 3 まで、そして、5 番目の植生管理が主な改定箇所と考えてございます。特にゾーニングと植生管理につきましては、新たに章立てすることを考えてございます。

次の 29 ページから 34 ページまでは、構成案に沿って取りまとめた改定計画の骨子（案）をお示する資料でございます。本日は時間の関係もございまして、詳細な内容の御説明は割愛させていただきますと思いますが、今後、この骨子（案）をベースに、本日の委員会でいただいた御意見等を反映して、計画改定原案を作成していきます。

簡単ではございますが、検討事項の改定計画の検討については以上でございます。

亀山委員長：

ありがとうございました。改定のポイントは、28 ページの辺りにあります改定案がこんな構成になりますというところがポイントです。これまで御質問いただいております。

あとは、スケジュールとして、この後、パブコメにかけて、その御意見をいただいた後に、もう一度最終確認の会議を持つということですね。その前に、先ほど御質問いただきましたように、まとまった案をパブコメにかける前に、見ていただいて御意見をいただきたいという、そんな進め方ということでよろしいですね。

ということだそうでございます。何か御質問、御意見ございましたら、よろしくお願いします。

知花委員：

ゾーニングのところで、さっきから出ているように、七つのゾーンで①から⑦というのはこれでいいと思うのですが、さっきから出ているように、1、2が一つの区間で、3、4が一つの区間、5、6、7が一つの区間という、この3区分というのがありますよね。色分けもされていますし。これに該当する名称みたいのはあるのかなと。

例えば、3、4だと、これはヤマザクラなのですよね。1、2は多分深い素掘り区間ということなのでしょうけれども、5、6、7はどう表現したらいいのか分かりませんが、そういう三つの区分というの、ここで紹介するのか否か。何となく色とか表では分かっているのだけれども、ゾーニングは七つですと言われるとみんな混乱するかなと思ったので、いい名称とかコンセプトがあるならと思ったのですが、いかがですか。

亀山委員長：

すぐお答えいただかなくても、少し考えておいてくださいということによいかと思います。よろしくお願いします。

篠原委員：

ものすごく初歩的な話ですが、今これ、中流部ですよね。玉川上水の上流部とか下流部はどうなっていましたか。それがちょっと気になって。ここばかり一生懸命やっているけれども。さっき取水の話があって、あれは上流の話ですよね。下流は全部パイプになっているのですか。別に説明はなくてもいいのですが、どうなっているのかだけ。

経理部長：

まず、取水口から小平監視所までの上流といわれるところは、今も導水施設として現役で使われているところがございます。小平監視所から東村山浄水場へ原水を送っているという位置づけでございます。

小平監視所から浅間橋までが、ここで議論している中流部ということで、ここは清流復活の下水処理水が、小平監視所から下流へ流れているところがございます。

浅間橋から、四谷のところまでが下流部ですが、ここはほとんど暗渠になっています。笹塚辺りで一部開渠があって、開渠部分は史跡ですが、暗渠部分は史跡になっておりません。現状としては、下流部はほとんど暗渠ですので、史跡の保全とか、そういうお話はないと、そういう状況でございます。

篠原委員：

上流部は、今回我々がこうやっているような検討というのをやっているのですか。

経理部長：

上流部につきましては、平成19年に出しました保存管理計画書で取り扱ってまして、そこに保存管理の考え方が書いてあります。

もともと中流部だけを対象に、平成21年8月に整備活用計画を作ったのは、特に中流部の部分が、法面の崩壊であるとか、いろいろ課題を抱えているので、ここを特出しして、整備活用計画を21年8月に出したと、そういういきさつでございます。

篠原委員：

上流部はあまり問題ないの。議論しなくて。

経理部長：

現役の水道施設としてきちんと管理され続けてきていますので、特段大きな問題はないと考えております。

篠原委員：

でも、あそこも人は歩いているのかしら。僕、一時期青梅のほうに行っていたから、どうなっていたかなと思って。いいです。

下流部は暗渠になっているという話でしょう。だけれども、最近テレビを皆さん見ていて分かりますけれども、大雨のとき、水が管から上に噴き出しているでしょう。結局、ああいうふうに管の中に閉じ込めるといのは不自然なだよ。

大和郡山に行ったら、あそこも田園地帯で、環濠集落というのがあるのです。集落の周りが水で、そこが土地よりも 50 センチぐらい低いのです。いろいろ聞くと、水害に遭ったことがないと言うのです。全部その水に流れて、田んぼに。

だから、本当言うと、暗渠にするのは、開渠に戻してもらいたい。本当言うと。あれ、都合でやっているのだけれども、水害にも弱いのだよ。水が見えないというのが問題なのです。あれ下水道、違うよね、ここは上水だよね。

僕が言っているのは、かなり無謀な提案ですよ。だけれども、あなたも言っていたけれども、水からものすごい離れていて、何かというと水害になっていて、「あれ」と思うわけ。だけれども、そんなの当たり前なのだよ。すみません。無茶なこと言って。

本当は方針を変えてもらいたいのだよね。

亀山委員長：

無茶なものから、また次の時代の新しいものが生まれてきますので、いろいろなことを聞いていただいたほうがいいかと思います。ありがとうございます。

鶴田委員：

資料に戻りまして、33 ページでは、活用整備の推進と植生管理の、今日の委員会の検討事項を反映予定ということで、管理内容として、特に植生管理のほうは、モニタリング調査を実施していくということを3年ごととか、区間も含めてかなり頻回にやっていくということを書いているので、そのモニタリング結果を反映しながら、順応的な管理をしていくということとはぜひ管理内容に入れていただきたいと思います。

あと、その他の取組のところは、目次案のところから一緒だと思うのですが、前回の活用計画だと、36 ページから 37 ページまで、1 ページ半ですが、内容はこのままでしょうか。地元や関係機関との連携とか進行管理というのは、すごく今回の検討上で重要だと思うので、もっとどういう情報を出していくのかというのがもう少し分かってほしいのと、附属資料も省略になっているのですが、どういうものが今、附属資料として想定されているのかというのを教えていただきたいと思います。

経理部長：

その他の取組の地元や関係機関との連携につきましては、今私ども、実際に毎年樹木の伐採などに先立って、7 月頃に地元説明会を行ってしまして、また、環境局が所管している協議会、住民団体の方々や関係自治体、私ども東京都による協議会も既に会議体としてございますので、そういった場を引き続き活用していければと思っております。先生おっしゃいますように、今の計画では若干書きぶりが、あっさりしていることは否定できませんので、そこは考えていきたいと思っております。

あと、附属資料のところですが、中身をどうするか、まだ決めておりません。基本的には計画の内容の理解を助ける、図面であるとか、検討委員会の開催経過、どういう経過で何回やりましたみたいなものをつけるのが一般的かなと思うのですが、附属資料については、今後また事務局で検討していきたいと思っております。

鶴田委員：

今回の委員会も、これまでもすごくいい資料がたくさん出てきているので、なるべくこの計画を推進していく中でも、こういう検討を経て、こういう現況であるからこういう計画にしたというのが分かるように、資料はなるべくつけていただければよいと思います。

特に、進行管理上も、地域の方々や関係機関との連携というのが、文化財としての保全もそうだし、生物多様性の保全としてもものすごく重要だと思うので、そこは書きぶりをもう少し厚く、やってきた実績も含めて書いていただけるとありがたいなと思います。

亀山委員長：

ありがとうございます。今回、いろいろと使われた資料も、本編に載せられないものについては附属資料としてできるだけ載せておいていただくと、将来的に非常に役に立つものになると思いますので、よろしくお願いいたします。

そろそろ時間になるわけでございますけれども、全体を通じまして、何か御意見、御質問、御指摘事項等ございますでしょうか。

吉田委員：

これまでの議論で、どうしても気になっているのですが、法面を保全するために、現状を維持する、あるいはそこに生えている木を、伐採してしまうという問題が全面に出ているため、史跡としての玉川上水の保存と活用のあり方に対する見通しが見えないことです。前に申し上げたように、上流部は上水道として現用で使っているので、非常によく整備、維持されていて、法面も崩落しない状態で保全されています。ところが、中下流域は通水を止めたために、法面がこういう形で崩落し、このまま幾ら木を伐採しても、結局、根を抜根しない限り、またその根が法面を崩落させるあるいは、フェンスに近いところではフェンス自身も倒れる危険性があるということが将来的には生じてくると思うのです。ですから、将来的には、史跡である上水の法面がどういう姿だったのかということを確認し、修復していくまたは、法面を復元していくということも、考えていただきたいなと思います。

これは今回の委員会の範囲ではないということだと思いますけれども、見通しとして、そういう意見があったのだということを残していただきたいなと思います。

亀山委員長：

ありがとうございました。復元という点でいうと、サクラのところのついていうと、あそこを樹木伐採して、サクラを植えて、草刈りをたくさん一生懸命やっていただいていますけれども、あそこに出てきている植物は、草本の植物で割と江戸期のものがたくさん出てくるのですよね。今まで絶滅したかと言われていたアマナが最近見つかったりして、あれが多分昔の姿になっているなという感じがするのですね。

多分、玉川上水のほとんどは、別にサクラを植えていないところも、ああいうような形で、土手は草刈りしていたはずですので、そんな風景だったのかなというところがありますし、それはそれなりに生物多様性の高い風景だったのかなという気がします。ありがとうございます。何か、よろしいですか。ほかに。

知花委員：

確認です。平成 19 年の史跡玉川上水保存管理計画書もありますけれども、今回の整備活用計画を改定される中で、こちらとの矛盾というのは特に出ないですか。史跡玉川上水保存管理計画書の修正はあるのかなというところです。

経理部長：

特に矛盾は生じないと考えております。

知花委員：

分かりました。こだわるわけではないですけれども、柵のない絵が描いてあったとか。あと、さっきの篠原先生のおっしゃった下流は、「排水路（排水）」と書いてあったり、結構時間もたっているんで、これをどうするかですけれども、史跡玉川上水保存管理計画書の下に今回のこれが入るわけですね。私も今ざっと見た限りですが、すごく矛盾しているものはないとは思いますが、またご確認いただければと思います。

篠原委員：

すみません。今日はいろいろ申し上げて。東京駅の駅前広場とか行幸通りの仕事をやって、そのときに思ったのですけれども、都庁の人は極めて優秀で、僕はいいと思います。

ただ、問題は一つだけあって、巨大な組織なので、前にもちょっと申し上げたけれども、玉川上水で緑と景観の軸1本通しているのだから、都市計画のほうとリンクして、それを横にどんどん伸ばして、ネットワークにするような努力を本当はやってほしいのです。そうしたら、玉川上水が根本、基幹になって変わりますよというのが言えるのだけれども。大変ですよ。違う部局でしょう。部局がものすごくいっぱいあるので、そこをお願いだけをしたいと。

亀山委員長：

よろしいですか。

4 閉会

亀山委員長：

特に御発言がなければ、私のお仕事はここまでにさせていただいて、事務局にお返しします。よろしく申し上げます。